

議第 1 号 川越都市計画生産緑地地区の変更について（日高市決定）

川越都市計画生産緑地地区の変更（日高市決定）

1 川越都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

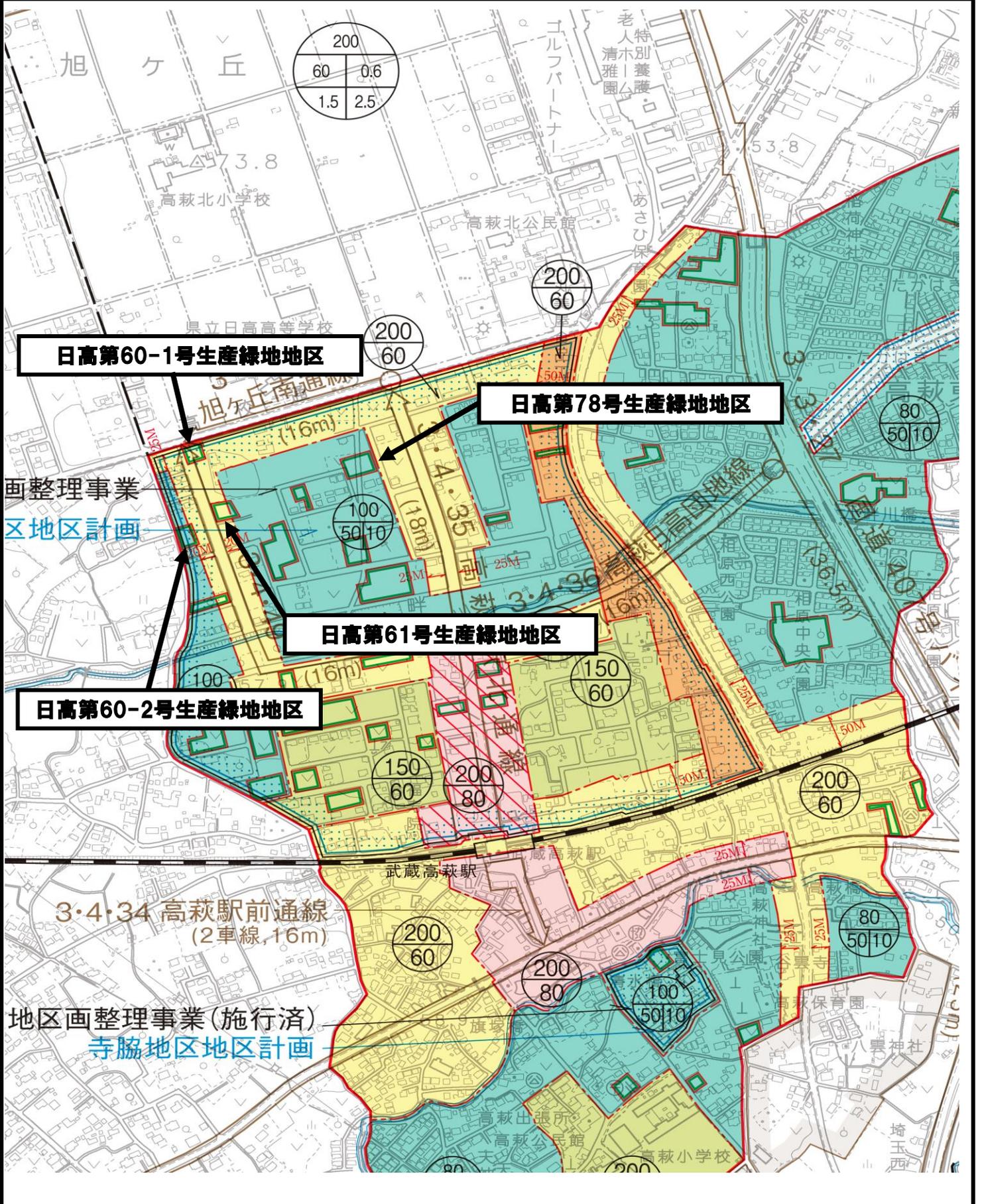
川越都市計画生産緑地地区のうち、日高第 60-1 号、第 60-2 号、第 61 号及び第 78 号生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
日高第 60-1 号生産緑地地区	約 0.08 h a	位置、区域及び面積の変更
日高第 60-2 号生産緑地地区	約 0.10 h a	区域及び面積の変更
日高第 61 号生産緑地地区	約 0.07 h a	日高第 60-1 号生産緑地地区 に統合
日高第 78 号生産緑地地区	約 0.16 h a	廃止

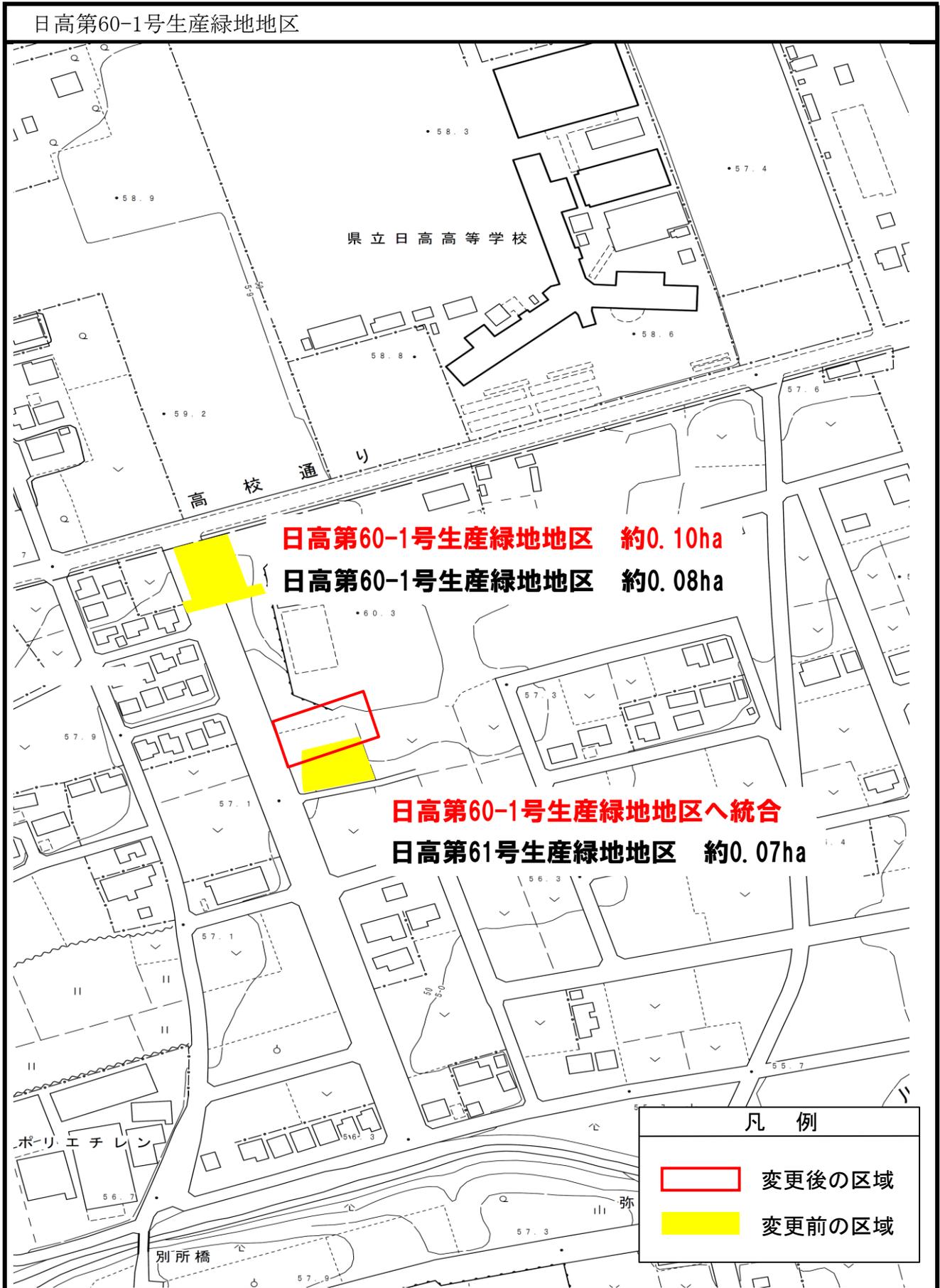
[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

土地区画整理事業の進捗に伴う仮換地の使用収益の開始及び仮換地の変更、並びに生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除により、川越都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

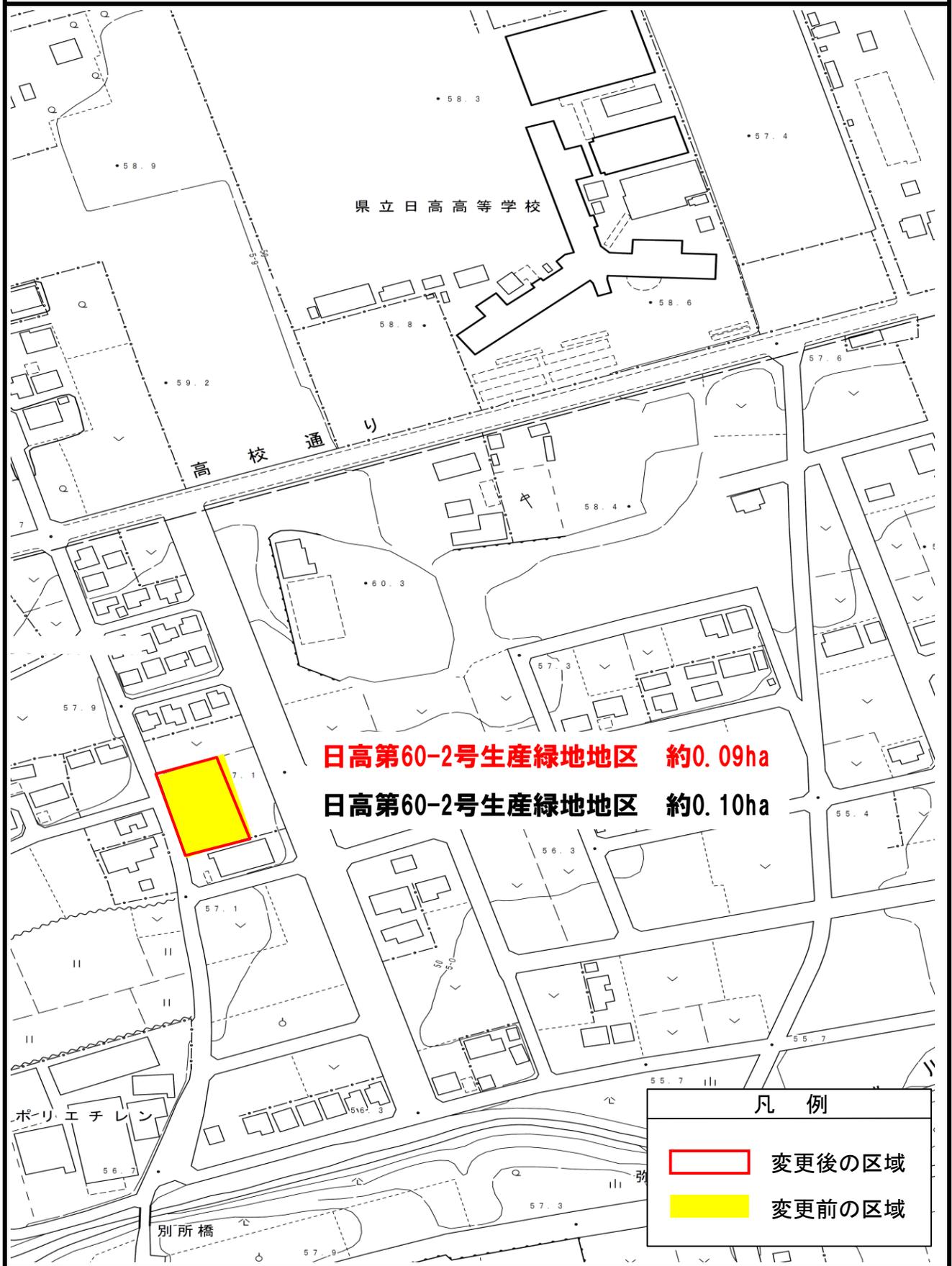


変更概要図 (1 / 3)



変更概要図 (2 / 3)

第60-2号生産緑地地区



第78号生産緑地地区



理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、日高市、川越市及び川島町の行政区域全域です。

2 変更の必要性

(1) 武蔵高萩駅北土地区画整理事業の進捗に伴うもの

日高第 60-1 号及び第 61 号生産緑地地区は、土地区画整理事業における仮換地の使用収益の開始に伴い、位置、区域及び面積の変更を行うものです。

日高第 60-2 号生産緑地地区については、同土地区画整理事業における仮換地の変更に伴い、区域及び面積の変更を行うものです。

(2) 行為制限の解除に伴うもの

日高第 78 号生産緑地地区は、主たる従事者が死亡したため、生産緑地法第 10 条第 2 項の規定による買取り申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第 13 条に基づき生産緑地の取得のあっせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して 3 か月が経過してもあっせんに至りませんでした。これにより、同法第 14 条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、廃止するものです。

3 変更の内容

(1) 日高第 60-1 号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更
変更概要図（1/3）のとおり

(2) 日高第 60-2 号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更
変更概要図（2/3）のとおり

(3) 日高第 61 号生産緑地地区

日高第 60-1 号生産緑地地区に統合する。

変更概要図（1/3）のとおり

(4) 日高第 78 号生産緑地地区

行為制限の解除に伴う地区の廃止。

変更概要図（3/3）のとおり

都市計画変更の経緯の概要

埼玉県知事協議	
申出	令和3年9月9日
回答	令和3年9月16日 回答内容「異存なし」
法第17条による都市計画案の縦覧	令和3年9月24日から10月8日まで 【縦覧結果】縦覧者：1名、意見書の提出：なし
日高市都市計画審議会	令和3年11月30日
決定告示	令和3年12月中旬（予定）